

令和元年度 富山県防災士養成研修事業実施要領

1 目的

住民の安全・安心の一層の確保のためには、住民が自らを守る「自助」、住民相互の助け合いにより地域の安全を確保する「共助」、地方自治体や警察・消防等が担う「公助」の役割分担と相互の連携のもと、社会全体で防災対策に取り組み、地域防災力を向上させる必要がある。

本事業は、防災に関する高度な専門的知識・技能を有する「防災士」を養成するための研修を実施することにより、地域の防災力の要となる自主防災組織の活動の活性化を図り、地域防災力を強化することを目的とする。

2 防災士養成研修講座の実施

特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）の認証を申請し、研修実施機関として研修講座を実施する。

3 受講対象者

（1）市町村推薦受講者

市町村からの推薦を受けた者とする。

市町村は、公募により受講者を募集し、以下の点を参考に県への推薦を行う。

- ア 地域での防災活動に関する熱意及び活動経験等により、将来にわたって防災への関心を持った取組みが期待できる者
- イ 防災関係業務（警察、消防（消防団）、自衛隊、市町村の防災担当部局等）に従事している者又は過去に従事した経験がある者
- ウ 女性や学生等、幅広い人材による防災活動が期待できる者
- エ その他適当と認められる者

（2）一般受講者

県内に居住し、「防災士」資格の取得を希望する者

4 受講定員

受講定員は、原則として市町村推薦受講者140名、一般受講者40名の計180名とする。

なお、女性の視点による地域防災力の向上を推進するため、市町村推薦受講者のうち30名を目安として、女性を優先的に受講対象者とする。

県はこれらの者に対し、受講料の一部を負担する。

5 受講料の負担額

（1）受講者一人あたりの受講料の負担額は、以下のとおりとする。

ア 市町村推薦受講者

- （ア）県負担金 : 研修終了後に確定（2,094円以下）
- （イ）市町村負担金 : 研修終了後に確定（2,092円以下）
- （ウ）個人負担金 : 9,920円

イ 一般受講者

個人負担金 : 受講決定後に確定（9,920円以上、14,105円以下）

(2) 資格取得試験料 (3,000 円) 及び防災士認証登録料 (5,000 円) は、受講料には含まない。

6 受講料の支払方法

- (1) 市町村は、推薦者分の 5 (1) の市町村負担金を県へ納付書払いするものとする。
(2) 受講者は、県に対して、5 (1) の個人負担金を納付書払いするものとする。

7 講習日程及び講習会場

講習日程：令和 2 年 1 月 18 日 (土)、19 日 (日)

講習会場：富山県農協会館 8 階ホール

8 業務分担

(1) 県が実施する業務

- ア 実施日程の決定
- イ 研修会場の確保
- ウ 市町村と協力しての市町村推薦受講者の募集及び決定
- エ 一般受講者の募集及び決定
- オ 受講者名簿の作成
- カ 研修の企画
 - (ア) 研修スケジュールの作成
 - (イ) 研修カリキュラムの作成
 - (ウ) レポート様式の作成
 - (エ) 研修の講師の選定・派遣
- キ 研修の実施
 - (ア) 教材の送付
 - (イ) 研修の実施
 - (ウ) 研修の運営
- ク 研修実施結果のとりまとめ等
 - (ア) 研修資料等のとりまとめ
 - (イ) 防災士養成研修修了者名簿・出欠名簿の作成
 - (ウ) 各受験者の試験合否情報のとりまとめ
- ケ 個人負担金の収納
- コ 防災士機構への各種申請等

(2) 市町村が実施する業務

- ア 市町村推薦受講者の募集
- イ 県への受講者の推薦 (別紙「申請書 (様式 1)」の提出)
- ウ 市町村負担金の県への納入
- エ 受講者変更の際の県への報告 (別紙「変更申請書 (様式 2)」の提出)
- オ その他関係書類の受講者への送付及び県への提出等

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。